

大坂北組惣代の盜賊方仮役中の記録について

藤原 有和

はじめに

関西大学図書館所蔵の「盜賊方仮役中到来物控并ニ諸進物扣」は、大坂三郷の一つである北組の惣代武林栄三郎
載永トシヒサが大坂町奉行所盜賊方仮役に就いていた時期に書き留めた到来物と進物の控である。^[1]

本史料について、かつて石尾芳久先生はつぎのように紹介されている。

すなわち、「この文書は四ヶ所非人に関する重要な史料といつてよからう。この文書には、四ヶ所非人の長吏小頭、若キものが進物を通じて、大坂の町奉行所盜賊方と深いつながりがあつたことを知らしめるものがある。非人の役負担に関する貴重な史料といってよからう。なおこの文書には角座本、中座本、若太夫座本、筑後座本からの進物も認められ、また質屋仲間からの進物も認められるのであって、非人の役負担が、芝居興行と同列の関心の下に盜賊方から掌握されていた事実を知ることができるのである」と述べられている。^[2]

一 大坂三郷の惣代

江戸時代の大坂で、市政全般を掌つたのは大坂町奉行である。各（東西）町奉行の下には与力、同心、手先等の役人がいて各種の事務を分掌した。また、町政全般を掌つたのは、大坂の町々に置かれた町年寄である。その職掌は、町触の伝達、公役の徵収、訴訟の勘解、宗門改、証文の奥書加判など多種である。江戸の町年寄が世襲であつたのに対して、大坂の町年寄は入札（選舉）によつて、町内の町人、準町人より選ばれた。町年寄は、事業の傍ら事務を行うことになつたため、町で雇つた町代にその事務を委任して行わせた。したがつて、大坂においては、町代が町年寄の実権を握り、父子相継いで同じ町の町代を勤めるのも稀ではなかつた。⁽³⁾

大坂においては、町奉行と町年寄の間に惣年寄が置かれている。これは、村方における大庄屋に相当するものである。惣年寄は、御触の伝達、町年寄の任命、宗旨人別、町割、諸上納金の徵収及び上納、酒造米改、諸仲間年寄の任命などを職掌とした。

大坂の惣年寄は世襲で惣会所に出勤した。惣会所は、大坂三郷の各郷（各組）に置かれていた。北組の惣会所は平野町三丁目に、南組の惣会所は本町五丁目に、天満組の惣会所は天満七丁目にあつた。各会所には惣代と会所守とが住んでいた。惣代は元来町々の町代と同じものであつて、最初は北組に三人、南組・天満組に各一人宛いたが、次第に増えて北組に七人、南組に六人、天満組に四人となつてゐる⁽⁴⁾。

「御役記」には、三郷から各惣代に渡された扶持銀、年頭八朔の札銀及び御役徳銀高が記されている⁽⁵⁾。それによれば、北組惣代一人分の一ヵ年扶持銀は、銀二貫七百八十二匁四分である。さらに年頭八朔一ヵ年分の札銀として郷から銀八百六十六匁六分、諸仲間からの札銀及び御役徳銀を受取つてゐるので、年間約銀四貫目の収入があつた

ことになる。ただし、そのほかにも役得があつた（後述）。

惣代は、各郷の町々から雇用されているにもかかわらず、町奉行所の「御役」（与力・同心の下役）についたために、「御役人」のように振舞つたことが問題とされている。たとえば、天明八年（一七八八）六月及び天保十二年（一八四二）十月には、三郷惣代は残らず東地方御役所へ呼び出され、町々から給銀をもらつてゐる惣代という身分を弁えて、奉行所より命じられた役人と心得違いをすることなく、権威がましき」とのなきよう慎むべきであると命じられている。⁽⁶⁾

二 北組惣代の武林栄三郎載永

「家督御目見一件」によれば、武林栄三郎載永は、弘化四年（一八四七）八月に北組惣代となつてゐる。すなわち、先代の武林與三郎は、多病につき、用向きを勤めることが困難なため、従兄弟栄三郎を跡惣代役に命じるよう、森本源吾、内海甚内、田中彦五郎、小橋辰平、山香幸助、中島大蔵の六名の北組惣代と連名で、北組惣年寄に願い出ている⁽⁷⁾。

栄三郎載永が盜賊方の「御役」についたのは、嘉永三年（一八五〇）から安政二年（一八五四）の期間である。まず嘉永三年（一八五〇）十一月十七日、盜賊方御役所（大坂町奉行所）より召し出され、「御役所御用多」につき当分仮役を申しつけられる。翌年五月二十四日仮役御免となる。ついで同年十二月朔日、再度仮役を命じられ、嘉永五年閏二月日仮役御免となる。同年五月十一日、三度目の仮役を命じられ、翌年七月十二日には定仮役を命じられた。⁽⁸⁾「御役記」によれば、安政二年（一八五四）十二月、盜賊方定助役に命じられている。定助役や定仮役につくと御役

徳銀が与えられた。

「盜賊吟味役勤方覚」によれば、寺社法会・神事の節や町中引廻し御仕置きものに出役する際などには、東組与力が立会い、同心兩人宛、惣代・若キもの、道頓堀芝居役木戸番のうち一人、長吏のうち一人、小頭のうち二人を召連れて、あばれものそのほか風躰怪しきものを見つけ次第召捕り詮議すると記されている。⁽⁹⁾

惣代武林栄三郎は、盜賊方仮役或いは定仮役として、寺社法会や罪人の町中引廻しの際、盜賊方東組与力や同心、長吏手下の者とともに公務に従事したのである（後述）。

「御役記」によれば、武林栄三郎は、嘉永元年（一八四八）から安政三年（一八五六）までの間に、未済方、日安方、証文方、火事方、吟味方、盜賊方、御案内方、流人方、酒造懸りの御役に就いたことが分かる。⁽¹⁰⁾ 弘化四年（一八四七）から慶応三年（一八六六）十一月に退役するまで、幕末の十九年間惣代として職務に励んだのである。⁽¹¹⁾

惣代が本来の惣会所における職務（町政に関する職務）ではなく、奉行所与力のもとで公務（「御役」）に携わったことは、惣代の歎願書のなかでも述べられているので、つぎにその関連箇所を引用する。⁽¹²⁾

元來往古者御月番之御役所計り當番之者日々相詰、其余者惣会所江も罷出候儀ニ而御座候処、御用多相成、御非番江も當番相詰、猶盜賊方始、日安方・吟味方等江も出勤仕候様被仰付、其外前々者臨時御用も度々相勤、他國江も被差遣候ニ付、追年増人も被仰付候へ共、一同手明之者も無之様罷成候間、自ラ惣会所之方差支候故哉、惣年寄手元召仕候物書之者後年相増、私共者御役所而已之勤向ニ成行候者年久敷儀ニ而自然与町々役儀之者疎遠ニ相成、平日御役所ニ而者兼々被仰出候通、隨分相慎、町人江対シ横柄ケ間敷義者申ニ不及、成丈ケ心を用ひ取扱居候得共、御場所柄之儀ニ付、彼方ニ而者何となく相厭ひ、惣会所詰之者与及懇話候様ニ者難相成候間（下略）すなわち、惣代が御役所への出勤を命じられることが多くなるにつれ、本来惣代が惣会所で行っていた仕事

(「町々役儀」)は、惣年寄が雇用する物書によって行われるよう変更されたことが分かる。また、勤務しているのが御役所という「御場所柄」のために、惣会所詰の者と懇話することも困難になつたと述べている。

三 盗賊方仮役中の到来物と諸進物

「盜賊方仮役中到来物控并ニ諸進物扣」には、武林栄三郎載永が盜賊方仮役に就任した嘉永二年(一八五〇)十一月から、定仮役中の安政二年(一八五五)の中元まで到来物と諸進物について記されている。ちょうどこのころ、嘉永六年にはペリーやチャーチンが来航し、幕府は外交問題に苦慮していた。

到来物は、大別すると北組に属する町々からの祝儀、奉行所から下付される出役人足銀・褒美・与力・四ヶ所長吏・質屋仲間などからの中元・歳暮・年頭・八朔の到来物に分類される。

1 町奉行所

嘉永三年(一八五〇)十二月、盜賊方仮役につく褒美として、町奉行所より金五拾疋が下付されている。同月、牢屋敷より罪人を引廻した際の出役人足賃銀式匁を受取っている。

さらに、同月、老中松平和泉守が当表巡見のため着坂した際、旅館の見廻りを行つた人足賃並びに支度代銀六十四匁を受取り、そのうち十六匁を「若きもの」に渡している。「諸出役留」の関連記事によれば、「一右出役之節、最初も武林栄三郎罷出、緒事取計候事」と記しているので、このとき人足の手配全般を行つたのは、武林栄三郎であることが分かる。⁽¹³⁾

2 与 力

嘉永三年（一八五〇）十二月、東組与力磯矢頬母・八田五郎左衛門・丹羽定治郎の三名より歳暮祝儀として金五拾疋ずつ到来している。嘉永五年の八朔にも同じく盜賊方与力三名から同額の御褒美をもらつていて。

また、嘉永四年五月一日には、与力の大森・大須賀両名から役替祝儀をもらい、進物を贈つていて。

3 北組に属する町々

嘉永四年（一八五一）春には、北組に属する北浜一丁目ほか各町からほば銀二匁ずつ受取り、嘉永五年の八朔、嘉永六、七年の年頭・八朔にも、北組に属する町から祝儀銀を受取つていて。なお、「若き者」も祝儀銀を受取つていて。⁽¹⁾

4 若き者、長吏・長吏小頭・役木戸

嘉永三年（一八五〇）十二月、「若きもの与八殿・松藏殿・清七殿」の三名及び「手前若きもの儀助」から、王子三十人壱籠が届いている。儀助は、長吏手下ではなく、惣代武林榮左衛門の補助者と考えられるので、「若きもの」三名も、北組惣代の補助者（惣会所の若き者）と推察される。嘉永四年にも、「若きもの」三人及び小仕中から歳暮として王子三十人壱籠が届いている。

嘉永三年の歳暮として、長吏小頭より皮花繒草履二足が届いている。嘉永五年には役木戸儀一郎・伊助から、練羊羹、大干するめが、天満長吏作次郎からは白砂糖が、天満長吏小頭からは「はじかみ」が、それぞれ中元として届いている。寒中ならびに歳暮として、天王寺長吏からは「天王寺かぶら」が、萬田長吏・道頓堀長吏からは「干しかぶら」が、天満長吏からは「守口大根」が届いている。ほかに四ヶ所長吏から饅節や草履も届けられている。嘉永六年、安政二年にも役木戸や天満長吏作次郎から中元が届いている。當時四ヶ所長吏は盜賊方与力のもとで、

大坂市中のみなならず近国にまで捜査活動をおこなつていたので、その人的な関係は大切にされていたと思われる。

5 歌舞伎の座元

嘉永四年（一八五二）春、角座本市川亀太郎、中座本中村駒之助、若太夫座本市川国松、筑後座本片岡政太郎から銀一両或いは銀二匁を受取つてゐる。嘉永六年の年頭にも角座本市川亀太郎と中座本中村駒之助から銀四匁三分ずつ届いてゐる。つぎに「諸出役留」から歌舞伎役者中村芝翫と市川鰐十郎が江戸から帰坂した折の記事を引用する。

一 芝居乗込

東盜賊方

西同

御役人中様

役人

明廿二日江戸表より帰坂之歌舞伎役者とも角芝居江致乗込候旨、役木戸共申出候間、為見廻り新左衛門致出役候間、立会可被成候、同心中・惣代ハツ半時筑後芝居揃之積相達、手先之もの共ハ太左衛門橋北詰江出迎申付、其余小仕支度等も夫々手当申付置候、且乗込の方出張場之儀者御出会之上、御直談可申候、右可得御意如此御座候、以上

十一月廿一日

すなわち、惣代（盜賊方）は、役木戸から歌舞伎役者が江戸から帰阪して角座に乗り込むことを知らされると、その見廻りに出役する与力・同心とともに立会い、手先のものに出迎えを申しつけてゐる。

6 嘉納屋弥右衛門と江戸屋孫七

嘉納屋弥右衛門から、歳暮には高野豆腐や玉子が、中元には素麺が届いてゐる。江戸屋孫七からも牛蒡や素麺が

届いている。

なお、嘉納屋弥右衛門は弁当方である。出役人足の弁当は、嘉納屋が担当した。

7 天満組質方など

天満組質方・北組質方・南組質方や三郷道具方・古手方からも、年頭・中元・歳暮の祝儀が届いている。

8 進物について

嘉永四年二月二十四日には、盜賊方定助役の帰役を命じられた天満組惣代の細井顯蔵から鑿第五本が届けられ、武林栄三郎も進物を遣わしている。前述したように与力の役替の際にも進物を贈っている。

嘉永五年十一月に「銀六拾七匁四厘七毛」について、「御組夫々御歳暮祝儀差贈候割中嶋渡ス」と記されている。これは、北組惣代から東西両組与力・同心へ贈る歳暮について、武林栄三郎の割当て分を同僚中嶋喜久治に渡したことと意味するものと思われる。また、天満組質方の奥村治兵衛、嘉納屋弥右衛門、江戸屋孫七、「若きもの」(惣会所の若き者)にも歳暮の祝儀を贈っている。確かに役得はあつたかもしれないが、それほど手元には残らなかつたかもしれない。

おわりに

江戸時代の大坂では、町が雇用した町代に町政上の職務を委任し、同じく町々から雇われた惣代に、奉行所の職務(「御役」)の一部を担当させた。

大坂三郷の惣代について、かつて宮本又次氏は、「これは三郷町人の勤むべき御役所用向を弁ぜさせるために

町々より給銀をつかわして雇い、惣会所に派遣したものであるが、後には惣会所の役人の如くなつた^{〔15〕}と指摘されているけれども、むしろ惣代が、大坂町奉行所の与力や同心が務める役職の下役—惣代はこれを「御役」と称していた一に就かされたことに注目すべきである。江戸時代の大坂三郷は、自治的自律的団体としての機能を喪失させて、惣会所は下級行政機関として位置づけられていた。

とくに町人身分である惣代を盜賊方仮役、すなわち、公儀の御役人に準じる身分として警察機構の末端に位置づけたことは、非人身分である四ヶ所長吏に警察の仕事に携わらせたこととともに、大坂町奉行所支配の特色の一つを示していると思われる。^{〔16〕}

(1) 本史料（後掲史料1）は、大阪商業大学商業史博物館所蔵の佐古慶三教授収集文書に含まれている北組惣代武林氏が所持していた文書（後掲史料2、3、4、5）と本来は一体のものであつたと考えられる。

(2) 「春原源太郎博士旧蔵古文書について」（関西大学図書館報「籍苑」第20号、一九八五年、一〇八頁）。

(3) 潤川政次郎「日本法制史（下）」（講談社文庫、一九八五年、一〇〇頁以下）による。幸田成友「徳川時代の大阪市制」（『日本経済史研究』大岡山書店、一九二八年、六六八頁以下）、「大阪市史」第一（清文堂出版、一九七八年、三〇七頁以下）。

(4) 「初發言上候帳面写」（大坂三郷の町割・惣会所・惣年寄などの由緒を記す）には、北組惣代について、「此訛、百三拾九年以前、元和元卯年松平下總守様御知行所之時分、北組惣代三人被仰付、其後寛永四卯年老人相加り、延宝八年伏見惣代老人北組江被召加、元禄十七年申船惣代之内^{〔17〕}老人相加り、宝永六年老人加り、以上七人ニ罷成候、其後老人跡目絶候ニ付、享保七年老人被召加、只今ニ至七人ニ而御座候」と記されている（『大阪市史』第五、清文堂出版、一九七九年、六四頁）。

(5) 後掲史料3（大阪商業大学商業史博物館所蔵）。

(6) 後掲史料2「三郷惣代心得連慎之事請書控」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)。【大阪市史】第二(清文堂出版、一九七八年、二八頁)、「大阪市史」第三(一九七九年、一二六四頁)。

(7) 「家督御目見一件」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)。

〔弘化四末年八月
(表紙)

家督御目見一件

武林榮三郎

戴永

乍恐以書付奉願上候

一私儀病氣二付、養生仕候得共、何分多病三相成、御用向難相勤候二付、退役之儀奉願上候、跡惣代役從兄弟榮三郎江被為仰付被下候八、難有奉存候、以上

弘化四末年八月
武林與三郎印

右之通、私共一同奉願上候、宜被仰上可被下候、以上

森本源吾印

内海甚内印

田中彦五郎印

小橋辰平印

山香幸助印

中嶋大藏印

八月朔日

一右之通相認メ、養父理兵衛老分中嶋大蔵方江致持參、同役一統調印之儀頼入置候事
但、右願書者片折紙ニ相認メ、美濃紙ニ而相掛け、表ニ武林與三郎ト相認候事

(下略)

(8) 「盜賊方仮役中到來物控并諸進物扣」による。

(9) 「大坂町奉行所旧記（下）」（大阪市史史料）第四十二輯、一九九四年、一一頁。「諸出役留」（大阪商業大学商業史博物館所蔵）にはつぎのよう記されている。

一都而寺社法会・神事井ニ引廻もの其外常々人立多キ場所又者昼夜町廻り御出役之節者、東西御立会ニ而御同心四人、惣代・若キもの・役木戸・長吏小頭御召連、あばれもの風林怪歎者御見逢被成次第御召連、尤御出役場所ニ而聞合、御手当もの等有之節者手先増人をも召連

但、前々者床組頭（在役時）も被召連候得當時相止ム

一定式役、木戸式人、若キもの老人、長吏老人、小頭式人、若キもの老人（下略）

(10) 「御役記」より作成。

| 在任期間 | 役職 | 在任期間 | 役職 |
|--------------------------------|---------------------------------|--|---------|
| 嘉永元申二月蒙ル 嘉永三戌五月御免 | 未清方 （嘉永元）申十二月晦日蒙 | （嘉永二）酉二月御免 | 自安方当分仮役 |
| 嘉永三戌五月十三日蒙ル 同 八月四日御免 | 目安方定助役 | （嘉永二）酉十二月朔日蒙 | 右同断 |
| 同断 | 証文方同 | （嘉永三）戌七月廿五日蒙 | 火事方仮役 |
| 同年戊八月蒙ル 丑七月御免 | 吟味方 盜賊方定仮役 | （嘉永三）戌十一月十七日蒙ル （嘉永四）亥十二月朔日蒙ル （嘉永四）亥五月廿四日御免 | 盜賊方仮役 |
| 嘉永六丑七月蒙 安政二卯年十二月蒙ル 定仮役御免 | 盜賊方定助役 （嘉永五）子五月十三日蒙 | （嘉永五）子閏二月廿五日免 | 右同断 |
| 安政三辰年四月廿九日蒙ル 御案内方 酒造懸り | （嘉永五）子十二月廿二日蒙ル 御案内方仮役 流人方 | | |

(11) 「慶應三十卯十二月 武林栄左衛門載永退役いたし忤武林祿之介家督御目見一件留 武林祿之介扣」（大阪商業大学商業史博物館所蔵）。北組惣代小橋辰平は、盜賊方を二十四年余勤め、南組老分惣代矢野庄七と天満組老分惣代細井竩助は、水帳方などの職務を五十年間勤めている（「御役記」）。

- (12) 後掲史料5「乍恐内々歎御願（控）」（大阪商業大学商業史博物館所蔵）。
- (13) 「諸出役留」より関係部分を引用する。

一嘉永三戌年十一月廿日御老中松平和泉守殿當表御着坂ニ付、御旅館近辺見廻之儀御達有之ニ付、御掛合向左之通

西盜賊方

東向

御役人中

役人

松 和泉守殿來ル廿日御當着ニ付、御逗留中日々御旅館近辺見廻り之儀、当役者朝夕兩度つ、致出役候間、御立会可被成候、朝廻り者五ツ時天満橋之上町会所揃ひ、夕廻り者七ツ時北浜武丁目会所揃ひ、且夜更兩度之見廻り者東西町廻リニ而相心得候様、御連名を以及御掛合置候、右ニ付、同心中、惣代・手先キ之ものへ相達し、夕廻りの方支度申付置候、其御下役中江者御直達可被下候、此段得御意候、以上

十一月十六日

出方

廿日 朝 東 丹羽
———
夕 西 山本 角 河合

廿一日 朝 東 丹羽
———
夕 西 清原 角 渡辺

佐川

廿二日 朝 西 古屋
———
夕 東 八田 角 平山

廿二日 朝 東 八田
———
夕 西 大森 角 渡辺

野上 嶋田 平山

廿三日 朝 西 大森
———
夕 東 丹羽 角 河合

廿三日 朝 西 大森
———
夕 東 丹羽 角 増田
———
市川 三宅 平山

東西町廻り
同盜賊方
御役人中様
役人

松 和泉守殿御当着三付、御逗留中日々御旅館近辺之儀、夜更兩度つ、御出役有之候様致度存候、當方ハ朝夕兩度つ、致出役候、此段得御意候、以上

十一月十六日

一右本文之御立会御掛合有之候處、薩州公屋敷外廻り同様御立会之姿ニ而、御一方限御見廻り相成候、尤道筋者其時々相變り委細者牢屋敷二件袋ニ留記有之候事

但、御手札二者不及候

右出役三付

一御定詰御下役中江申上ル

一弁当方加納屋弥右衛門江達ス

一木戸長吏江達ス、但会所者木戸ち申遣ス

一小仕江も同様達ス

一右出役之節、最初より武林栄三郎罷出、緒事取計候事

(14) この「若キ者」は、四ヶ所長吏手下の「若キ者」ではなく、惣会所の「若キ者」(惣代の補助者)を指すものと考えられる。

(15) 宮本又次「大阪北組惣会所の年中行事」(近世なにわ商人の風習と年中行事 文献出版、一九八八年、一八四頁以下、「大阪の研究」第五卷初出)。

(16) 町奉行所の指揮命令系統において、惣代は、奉行所と四ヶ所長吏或いは役人村との接点に置かれていた。たとえば、穢多村から町奉行所に願書が差し出された際、惣代(目安方)が取次いだ。

「卅四 穢多村願・断之事

一 当番所江差出候幾多村願・断等者、都而当番宛ニ而、当番惣代取次可差出、其上ニ而可被申聞候、尤右留書ハ、惣代詰所帳面ニ為記可被申事

但穂多村ニ而も、僉儀有之落着申付候歟、又者金銀出入等ニ而、対決之上申渡済候分ハ、外之訴事ニ而も入組候儀者、當

番所又者於掛役所ニ、留書可為致事

一 御仕置者等有之節、相遣候右村々有之鋤鋏、仕置願出候節者、古金屋年寄江相達候様、当番惣代江可為申渡事」(「攝州西

官邸裁判至要」国立公文書館内閣文庫所蔵)

〔付記〕佐古慶三教授収集文書の閲覧にあたって、大阪商業大学商業史博物館の学芸員ならびに職員の方にご高配いただいたことをここに明記し、深謝申し上げる。

〔史料〕

1 盗賊方仮役中到来物控并ニ諸進物扣

(表紙)

「嘉永三戌年十一月

盜賊方仮役中到来物控

并ニ諸進物扣

」

嘉永三戌年十一月十七日

一盜賊方御役所カ被召罷出候廻、御役所御用多カ付、當

分仮役申付候段、磯矢頼母殿被仰渡候事

武林榮三郎

載永 (花押)

同
一金五拾疋磯矢頼母殿カ為
歲暮為御祝儀到来

X

同
一金五拾疋八田五郎左衛門殿カ右
同断到来

X

同
一金五拾疋丹羽定治郎殿カ右
同断到来

X

嘉永四亥年五月廿四日仮役御免

同年十二月朔日仮役被仰付候

嘉永五子年閏二月日仮役御免

同年五月十一日仮役被仰付候

嘉永六丑年七月十二日定仮役被仰付候

吟味方御免、東西御立会姿三面山本吉之助殿を以被仰
渡候戊十二月
一金五拾疋盜賊方當分仮役江
もの江為御褒美被下之

同
一玉子三十入壺籠

若キもの与八殿

松藏殿

手前若キもの

儀助ち到来

同
一皮花縮草り武足

長吏小頭ち到来

同
一銀式匁

牢屋敷ち引廻し
出役人足賃銀受取

同
一同三十入壺籠

嘉納屋弥右衛門ち

到来

同
一同六拾四匁

是者十一月廿日ち
廿三日迄朝夕兩度

出役

御老中松平和泉守殿当表
御巡見御着坂御旅館御見廻
り之節、人足賃并支度代受
取、右之内十六匁若キもの

同
一高野とうふ五十

小仕三人ち

卯之助

久八
定助ち到来

亥年春

同
一□寒切手式匁

江戸屋孫七ち到来

同
一金百疋
「金五十疋若キもの」

北浜組拾五丁組通達年番
北浜壱丁目 大豆葉町

同
一銀式匁

吳服町

山田町

一同式匁

新天満町

一銀壱両

子若式匁

(本番)

新天満町

「銀式匁若」

京町堀堺丁目迄
同 六丁目迄
丁代中

瀬戸物町

新天満町
新朝町
百貫町
瀬戸物町

一銀壱両也

「銀三匁若」

長町六丁目迄
同 九丁目迄
下阿辺宗純

「銀四匁三分若」

糀町
糀屋町
舟坂町
釤屋町
三右衛門町

一同式匁

「同壹匁五分若」

和泉町年寄
下阿辺宗純

「銀四匁五分若」

一銀五匁

「同式匁五分若」

聚楽町

海部堀川町
奈良屋町
阿波町
舟坂町
釤屋町
三右衛門町

一同式匁

海部堀川町

亥年歲暮到来

一玉子三十入壺籠

若きもの三人らわ

一大干するひだら五十枚

役木戸伊助

一同三十入壺籠

小仕中

一同

一銀七匁

役木戸儀一郎

一高野とうふ五十

嘉納屋弥右衛門よしや

三商方組頭手代三封

一牛房 壱把

江戸屋孫七

御靈社神事出役

亥

五月二日分

大森様大須賀様おほせ

嘉永五子年八朔

東西盜賊方御褒美

一金式百疋

役替祝義到来

一金百五十疋

被下之

嘉永五子年中元前まへ

大森様大須賀様おほせ

一金百五十疋

磯矢様八田様丹羽様

中元祝義到来

役木戸儀一郎

一金百五十疋

夫々隔通三而被下之

一練羊寒 壱棹

道頓堀一九郎

一金百疋

北浜通達年番

一白砂糖 壱□

天満長吏作次郎

一金五十疋若きもの

大豆葉町

一かんひやう 一把

江戸屋孫七

一銀式匁

吳服町

一素麺廿五把

同 壱棹

一銀壹匁五分

道修町壹丁目

一はじかみ大壹把

加納屋弥右衛門

同壹匁右同断

丁代

一銀式匁

天満長吏

一銀式匁

道修町四丁目

一同 壱棹

小頭

同式匁同断

銀毫匁五分同断

一銀毫匁五分

北組質方手代
南組質方手代

一銀三匁

天満質方

一天王寺かぶら三十
一同干かぶら 三十
一玉子三十入壺籠 龍

天王寺長吏方
道頓堀長吏
小仕卯之助
忠七 定助

一銀三匁

脇沢伝兵衛
奥村治兵衛

一銀三匁

三郷道具方組頭
三郷道具方手代

一銀六匁

三郷古手方組頭
一鰯

一銀三匁

玉子三十入壺籠

一守口大根毫把
一鰯 壱本

役木戸伊助
天満長吏

役木戸伊助
天満長吏
道頓堀長吏
仁左衛門
繁三郎

嘉永五子年寒中并歲暮到来

同小頭
茂兵衛
国次郎
忠三郎

一銀毫匁

天満質方 脇沢伝兵衛様
奥村治兵衛様

一銀三匁

三郷古手方手代
三郷道具方組頭

一銀武匁

同断手代

一銀武匁

同断手代

一蒸菓子十五入

役木戸儀一郎

一白砂糖毫匁

天満長吏
同断
長吏

作次郎

一同式匁

同 壱匁五分

道修町式丁目
丁代次助

一玉子廿五入壺籠

盜賊方
若キ中一同式匁
若壹匁五分

一牛房 壱把

江戸屋孫七

一同式匁
同 壱匁

同 五丁目

一高野とうふ五十

加納屋弥右衛門

一同式匁
同 壱匁五分

一金百五拾疋

東西御褒美被下之

一同式匁
同 壱匁五分

古手町

一同百疋也

同断別段被下之

一同式匁
同 壱匁五分

一同式百疋

東断毎々夜二入骨折被下之

一同式匁
同 壱匁五分

一同百疋

東別段被下之

一同式匁
同 壱匁五分

一同式百疋

東御上役様歲暮
御祝義被下之一同式匁
同 壱匁五分

一同式百疋

西御上役様同断
被下之一同式匁
若なし江戸堀五丁目
土佐堀式丁目

一嘉永六丑年頭

一同三匁
若式匁一金百疋
若金五拾疋北浜拾五丁組
通達年番一同式匁
同 壱匁五分

大豆葉町

一銀式匁

吳服町

一銀壺兩

同 壱匁

若武勿

同六丁日迄

一同五匁

聚樂町

同六知五分
同四句二分

社
町

聚樂町
粉川町
神崎町
駿河町
江戸町

一同式勿

同なし

一
同
四
分

同式勿

一
同
四
分
三

三

同上

三

同武侯

司四
四

若武勺

大坂北組惣代の盜賊方仮役中の記録について

一同拾匁
同六匁

佐渡嶋町
瓢箪町
吉原町
新堀町
新京橋町

一松魚十
一羊羹壹棹
一かんひやう 壱把
同道頓堀 天王寺

同利三郎
儀一郎
長吏小頭

一金五拾疋

同なし

長町宿屋
年番

一砂糖壹匁

天満長吏
作次郎

一銀六匁

同三匁

三郷古手方
組頭中

一はじめ 壱把

同小頭

一同六匁

同武匁

三郷道具方
組頭中

一そうめん廿五把

江戸屋
孫七

一同四匁三分

若三匁

天満組質方
脇沢伝兵衛

一同三拾把

加納屋
弥右衛門

一同壹封

南組北組

奥村治兵衛

一金百疋

長町年番
暑中見舞

一同六匁

質方手代

三郷道具方

一銀七匁

外金五拾疋
五筋句

一同壹封

若武匁

手代

嘉永六年中元

一千するめ
菓まんちう十

役木戸
伊助

嘉永六丑年八朔到来

同七寅年々頭八朔到来

○一金百疋

○若金五拾疋

一銀式匁

○一銀老匁五分

○一銀式匁

一銀老匁五分

○一銀式匁

○若老匁五分

○一銀式匁

○若老匁五分

○一銀式匁

○若老匁五分

○一銀式匁三分

○若老匁五分

○一銀式匁三分

○若なし

北浜拾五丁組
通達年番
北浜式丁目

寅年頭
合印
未同断

○一銀武匁
○一銀老匁武匁
○若老匁五分

○一銀式匁
古手町
若老匁五分

唐小間物屋
寅年頭
仲間改役
改武匁

○一銀四匁三分

福井町
籠屋町

家根屋町
茶染屋町

小右衛門町
兵庫町

老匁五分

○一銀老匁
○若老匁五分

○一銀式匁
○若老匁五分

○一銀式匁

同五丁目
老匁五分

若羌

○一銀式知

○若羌父五分

○一銀武外

卷之三

○一鉢四分二分

五

○一銀四匁

三

○一銀六匁五分

船坂町二
奈良屋町七

枉町四

○若四分三

豊岡町
釘屋町一
三右衛門町六

若なし

○一
跟武刃

若なし

○一銀四匁二

卷之八

卷之三

○一銀四匁二

若水

○一銀十
三

○一四二

若四夕

卷之三

○一銀壹封

若羌縣

下宿仲間

○一銀壱封
壱分五分

江戸三度飛脚
仲間年行司

撰河北在之
天満質方

安政二卯年中元

○寅年頭⁵
○一銀壱分五分

寅年頭⁵

○一銀式匁

若壱匁

北組南組付
撰河在之質方

勘定

一そうめん
三十
廿五把
三十
五六十五把

江戸屋孫七
役木戸利三郎

一同

一干するめ
壱把

同伊助

一そうめん
五十把

加納屋弥右衛門

一虎屋砂糖
壱口

天満
長吏作治郎

一そうめん
五十把

役木戸長兵衛

一白砂糖
壱斤

小仕仙太郎

一金百疋

若キもの

一銀式匁
若なし

同

一銀式匁
若なし

江戸積酒井諸

荷物廻船問屋

勘定

年行司

戌十二月

一銀式匁
若なし

油町組毛綿仲間
年行司

一銀式匁
若なし

四人江歲暮祝義遺ス

同

一銀拾弐匁五分九厘

一廿五匁八分

小仕卯之助

銀六両代

定助江

久八

一銀拾三匁九厘五毛

小仕中江戸屋孫七
加納屋弥右衛門江夫々

到来物有之為祝儀

差送ル

一十五匁六分四厘江戸屋孫七へ
金百疋代 祝義

一廿壹匁五分

嘉納屋弥右衛門
門へ祝儀

一銀拾弐匁八厘

大森様大須賀様
御役替進物割
中嶋渡ス

メ六拾弐匁九分四厘村上江渡ス

銀五両代

門へ祝儀

一銀拾弐匁八厘

五割

坂

細井顯藏

岡嶋嘉次郎

村上和一郎

同十二月
一銀拾弐匁九分

若キもの江差贈ル

子年春

同十二月
一銀六拾七匁四厘七毛

若キもの江差贈ル
奥村治兵衛殿江渡ス

一銀拾弐匁八分

人足賃錢
江戸屋孫七払

亥年春

二月廿三日

細井顯藏様定助役
帰役被仰付候ニ付到来
もの有之ニ付差送り

同

一銀拾弐匁九分

若キもの江差贈ル

八、糺之上、急度可令沙汰候

申六月

④「八朔なし」と書かれている。

2 「三郷惣代心得違慎之事請書控」

一東地方御役所江三郷惣代不残御呼出有之、左之通被仰渡候旨、朝岡助之丞殿も惣年寄心得迄ニ為御見有

之候

三郷

惣代

其方共儀、三郷町中も可相勤御役所用向を弁利之

ため、町々も給銀申請取扱候身分之ものニ候處、

其趣意取失ひ、身分不相応之奢ケ間鋪義有之趣相

聞、其上奉行所も申付置候役人与心得違居候もの

茂有之哉、町家之者共江対し挨拶柄又者会釈等法

外成もの茂間々有之、如何之事ニ候間、以来者給

銀請候町々之惣代与申趣意相弁、勤方相改、勿論

権威ヶ間敷儀無之様諸事相慎、尤町人共江対し失

礼無之様可心付候、自然此上心得違之者有之候

右之通被仰渡、一同奉畏候、以上
天保十二年辛丑年十月
丑十月
右之通被仰渡、一同奉畏候、以上
天保十二年辛丑年十月
北組惣代
内 海 武右衛門
内 海 武十郎
中 鳴 大 蔵
中 鳴 喜久治
山 香 幸 助
小 橋 辰 平
田 中 彦五郎
武 林 仁 助

森本 龜十郎

南組惣代

矢野 庄七

矢野 房五郎

才二

富五郎

岸田 札助

村上 和一郎

後藤 小左衛門

中村 市右衛門

天満組惣代

細井 林蔵

細井 金蔵

山田 作右衛門

小林 淳蔵

岡嶋 嘉次郎

3 御役記

(表紙)

「御役記 武林」

〔朱筆〕〔注〕以下、とくに断らない限り「」は朱筆である。

「四番初」

北組

「老分」

「嘉永二酉年六月病死」 中嶋大蔵

水帳方

御本陣掛り

宿割方

御案内方

匂米掛け

西御迎方

遠国方

「嘉永元申三月蒙」

「嘉永二酉七月御免」

「右同断」

「右同断」

「嘉永元申」

「嘉永二酉七月御免」

「右同断」

「嘉永元申三月蒙」

「同二酉七月御免」

「四番初嘉永二戌五月改メ」

「壹番未」

北組

「嘉永二酉六月ヨリ
嘉永二酉十月御免」

欠所方

卷分

嘉慶二年七月蒙

御本陣掛り

嘉永酉七月御免

御案内方

同成八月蒙ル

右十月御免

北組

田中彦五郎

一九五二年一月號

ノ
ナ
シ
テ

11

御本陣掛

右同上

卷之八

「嘉永二戌蒙ル」

「壹番未嘉永三戌五月改丈

助所

北組

「当役廿四年余勤功

嘉永 西九月病死

盜賊方

嘉永三戌年五月免

未嘉永三戌五月改メ

北組

「嘉永三戌七月病死」内海甚内

「壱番初」

「嘉永二酉年五月病死」森本源吾

北組

「嘉永三戌八月御免」

吟味方

「嘉永二酉七月御免」

火事方

「右同日蒙
同戌八月御免」

御案内方

「右同年同月蒙ル」

目安方本役

「右同年同月蒙ル」

目安方

「右同断」
「右七月御免」

証文方

天保六年未年十月5

北組

山香作治郎

「見習」
「家督ヨリ助所」

「嘉永二酉年八月家督」

中嶋喜久治

「見習」

証文方

「嘉永二酉七月御免」

吟味方

(付著)

「弘化四未九月蒙ル」

流人方

「未四月改
酒造方」

「右同断」

火事方

「未四月改
酒造方」

「嘉永二酉七月御免」

御案内方

「未四月改
酒造方」

「嘉永元申蒙」

盗賊方定役

「未四月改
酒造方」

「嘉永二酉七月蒙ル」

盗賊方定役

「未四月改
酒造方」

「同年六月蒙ル」

西御迎方

「未四月改
酒造方」

「同三戌五月御免」

盜賊方定助役

武林榮三郎
改宗左衛門

| | | |
|---|------------------|-------|
| 「嘉永三戌九月家督出勤」 | 「嘉永四亥正月御免」 | 水帳方 |
| 「証文方」 | 小橋宇作 | 國役方 |
| 未年四月改 盜賊方定仮役 | 改五三郎 | 米切手掛け |
| 「壹番初」 | 「同断」 | 琉球人掛け |
| 未年四月改 火事方 | 「嘉永三戌八月御免」 | 寺社方 |
| 目安方 | 「嘉永三戌十月家督出勤」 | 遠國方 |
| 証文方 | 森本安五郎 | 南組 |
| 未年四月改 未済方 | 嘉永六丑年五月5 山香三作 | 「式番未」 |
| 安政六未年三月5 武林榮三郎 | 文化七午年六月5 老分 | 南組 |
| 未年四月改 國役方 | 「嘉永四亥正月御免」 | 「同断」 |
| 御本陣掛け | 「嘉永四亥二月蒙ル」 | 水帳方 |
| 宿割方 | 「嘉永四亥一月蒙ル」 | 「同断」 |
| 御用金掛け | 水帳方 | 寺社方 |
| 米方掛け | 越年米掛け | 紅毛人掛け |
| 米切手掛け | | |
| 紅毛人掛け | | |
| 「嘉永三戌年 五拾年依勤功御褒美 金五拾疋頂戴いたし候 嘉永四亥年正月病死」 | 矢野庄七 | |
| 「老分」 | | |
| 「嘉永三戌年 五拾年依勤功御褒美 金五拾疋頂戴いたし候 嘉永四亥年正月病死」 | | |
| 「壹番初」 | | |
| 「南組」 | | |

遠国方

「嘉永四亥正月御免」唐物方

欠所方

東御迎方

「五番未」

南組

酒造掛

御案内方

御用金掛り

匂米掛り

相撲闇取掛り

唐物方

目安方

証文方

御石方

流人方

「嘉永二酉十月蒙ル」欠所方

西御迎方

「八番初」

南組

「嘉永三戌八月蒙ル」

未済方

吟味方

遠国方

米切手掛

匂米掛

南組

「助所」

御案内方

村上和一郎

盜賊方

流人方

火事方

南組

「五番初」

文政十一子年九月5
後藤小左衛門

未済方

御案内方

吟味方

「弘化四未十一月蒙ル」

「同三戌五月蒙ル」

琉球人掛
近海掛

| | | |
|-------------|--------------------------|--------|
| 酒造掛 | 「嘉永元年申五月蒙ル」 | 火事方 |
| 唐物方 | 「見習」 | 南組 |
| 「弘化四末九月御免」 | 「弘化四末八月病死」 | 林富五郎 |
| 目安方 | 「弘化五二月御免」 | 目安方 |
| 証文方 | 「弘化五申年一月病死」 | 山田新治郎 |
| 流人方 | 「右同断」 | 証文方 |
| 火事方 | 「見習」 | 南組 |
| 南組 | 「弘化四末年十月退身 後林房二ト改名再勤」 | 矢野房五郎 |
| 吟味方 | 「嘉永二酉七月蒙ル」 | 未済方 |
| 「弘化四末十一月御免」 | 「嘉永三戌八月御免」 | 未済方 |
| 目安方 | 「同三戌八月蒙ル」 | 目安方定助役 |
| 証文方 | 「同断」 | 証文方同 |
| 火事方 | 「見習」 | 南組 |
| 村上鉄蔵 | 「嘉永二酉七月蒙ル」 | 火事方 |
| 目安方 | 「吟味方」 | 南組 |
| 証文方 | 「見習」 | 南組 |
| 「嘉永二酉四月蒙ル」 | 「嘉永元申四月蒙ル」 | 林房二 |

「嘉永三戌十一月病死」岡鳴嘉次郎

天満組

「嘉永二酉七月御免」

嘉永四亥年六月5
辰冬5御番

「同年酉七月蒙ル」

同 定助役

「右同断」

火事方

「三番未」

天満組

「弘化四未九月御免」

小林謙之助

「右同断蒙ル」

目安方定助役

「嘉永元申二月御免」

目安方

「右同断」

証文方

「同二酉七月蒙ル」

火事方

「見習」

天満組

「嘉永三戌年五月退身」細井程蔵

一 同八百六拾六匁四分

三郷共老人分

「弘化四未十一月蒙ル」

未済方

「嘉永二酉七月御免」

年頭八朔壱ヶ年分
但三郷平均受納仕候儀二御座候 礼銀

「嘉永三戌五月御免」

目安方定助役

| | | | | |
|-----------------|-----------------------|------------|----------------------------|---------------------|
| 一同百八拾弐匁六分 | 右同断諸仲間之分 | 到来仕候 | 一銀六拾日程 | 寺社方 |
| 内百三拾三匁相減申候 | 當時本又銀高百八拾弐匁六分之内弐拾六匁弐分 | 受用仕、余者相減申候 | 一受納もの無御座候 | 遠國方 |
| 一銀壱貫三百日程 | 諸御役之分一ヶ年受納高 | 北組水帳方 | 一銀六拾日程 | 北組吟味方 |
| 内八拾日程諸仲ケ間ニ而相減申候 | 一同壱貫四百日程 | 南組同 | 一同二百日程 | 南組同 |
| 内八拾日程諸仲ケ間ニ而相減申候 | 内八百日程 | 天満組同 | 一銀壱貫拾匁程 | 盜賊方本役 |
| 内八拾日程諸仲ケ間ニ而相減申候 | 内八百日程 | 国役方 | 内百八拾日質屋小道具屋古手屋右三組御差止二付相減申候 | 當時唐葉屋名前替之節之銀弐匁宛到来仕候 |
| 内九拾七匁右同断 | 一同三百日 | 同定仮役 | 内百九匁八分右同断 | 此合銀難差定候得共、平均四拾日計御座候 |
| 内九拾七匁右同断 | 為御役料煮充株料 | 御石方 | 一受納もの無御座候 | 一銀百式拾日程 |
| 内九拾七匁右同断 | 一銀六百五拾日被下置候処 | 目安方 | 一受納もの無御座候 | 一銀百式拾日程 |
| 内九拾七匁右同断 | 右株御差免相成申候 | 証文方 | 一銀百拾匁程 | 唐物方 |
| 内九拾七匁右同断 | 御旅宿有之候節其御役人様 | | 金三百疋受納仕候 | |
| 内九拾七匁右同断 | 一御目録被下之并ニ為骨折料 | | 一御用宿被仰付候度每其町ニ寄 | |
| 内九拾七匁右同断 | 御本陣掛 | | 一右御宿取調候者江銀壱両 | 宿割方 |

一銀四拾両程

米方掛け

當時米仲買加入代替り等之節^ヲ銀壱両又者三匁到来仕候、此合銀難差定候得共、平均式拾両匁程御座候

一同拾両九分

米切手掛け

一受納もの無御座候

開米掛け

一右同断

御用金掛け

一右同断

川崎御蔵掛け

一紅毛人芝居見物仕候節者

琉球人掛け

一紅毛人芝居仕候

紅毛人掛け

一闇取相済候節銀壱両到来仕候

相撲闇取掛け

一受納もの無御座候

金錢掛け

一御料嶋江御遣し之節者

流人掛け

一金百疋請負之節到来仕候

小買物方

一受納もの無御座候

火事方

出火毎火元町^ヲ銀壱両^ヲ
一三匁、類焼町^ヲ三匁より
式匁程宛到来候

4 改名御届覚書

〔表紙〕
安政五戊午年十一月五日
改名御届覚書

武林栄三郎載永

武林栄左衛門」

戊午十二月五日

榮三郎改名

各様

武林栄左衛門

一自分儀今日栄左衛門与致改名候、依之即日左之通
向々御届申上候事

一倅定一儀栄三郎与致改名候事

一西御役所江罷出、先格之通御用人岡本三五郎殿を以

御届申上、御帳場江も御届申上候事

一西調方・寺社方・川方・地方・遠国方・勘定方・吟

味方・盜賊方・御金方・目安方御役所并御当番御役

所与力衆江手札を以御届申上候事

一東御役所江罷出、先格之通御用人吉川源大夫殿を以

御届申上、御帳場江も御届申上候事

一東諸御役所江も前同様御届申上候事

一月番惣年寄薩摩屋小伝次宅江罷越、改名之趣手札を

以申届、一同江相達被吳候様申入置候事

一方格惣会所江改名之旨、若きもの喜兵衛を以手札差

遣候事

一同役一同江左之通、廻文を以相達候事

上半紙二面打掛け

一手札左之通

一若きもの一同江改名之趣申通吳候様、老分宗七江通

達之儀、喜兵衛江申聞置候事

以手紙啓上仕候、甚寒之節御座候処、各様弥

御安全被成御座、珍重奉存候、然者私儀今般

栄左衛門与改名仕候間、此段御承知可被下候、

右御届得貴意、此斯御座候

栄三郎改名

十二月五日 武林栄左衛門

方格

同役中殿

追而乍御面倒御順達可被下候、奉頼上候、以

上

右同断 合巻通

南組

天満組

同役中殿

東西御用人衆
御帳場

惣代榮三郎改名
武林榮左衛門

諸御役所向

榮三郎改名

武林榮左衛門

惣年寄惣会所
若きもの達

榮三郎改名
武林榮左衛門

右之通ニ候事

十二月五日賀

大明日吉祥

武林載永トシヒサ

5 乍恐内々歎御願 (控)

(朱筆)

「物代」

乍恐内々歎御願

一私共儀、元和年中より御奉行所江相詰御用向相勤、連
綿相続仕居候段、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処

近年引続諸色追々高価相成、賄方難取続、難渉仕候
付、扶持銀増方奉願度、旧年右等之御沙汰被為在候
書類も相見候間、其心取を以組々惣年寄迄、去々子
年十一月書付を以申立候処、願上二者不相成、郷之
勘定年番町年寄共江相下ヶ、右方ニ而之談判ニ任せ、
去丑六月助成銀相渡吳候得共、中々引足兼、物価者
弥増沸騰仕候付、猶又度々相歎申立候処、近年郷入
用も莫大之出高ニ付、引足候程之増方取計も相成兼
候趣ニ而別冊之通、追々請取居候得共、右銀高ニ而者
當時米価而已ニも不不足、素ち兼而余分の手当も無
之、微身之者共忽手支困窮切迫仕、在来之着類等売
払又者内職等仕、是迄漸相凌來、此上當節之模様諸
物価容易ニ引下り候様ニ者無御座候間、益立行兼候
儀与深心痛仕罷在、前書扶持銀之儀者、昔年米壹石
二付、代銀五六拾目迄、其余之諸品至而廉価之時代、
錢壹貫文も銀拾匁以下替之頃、安暮之宛行定來候
儀与奉存、右請取方之儀者、郷々ニ而一ヶ年度々二割
合日数を以、町々役高ニ応シ打銀高書付為持遣、惣

会所江持参仕、取集候儀ニ付、一時速ニ不相寄、別而去ル亥年大火後者類焼之町々出銀延引仕、殊ニ上町・玉造辺等ニ而者、前々より滞勝ニ而近年右銀高之二割程者不參之併ニ相成、此外年頭八朔礼物、北組・南組受用仕来候高之内、元禄年中已來天満組江者余内与唱、割合遣し一同平均程之銀高ニ割賦仕来候処、是亦右類焼町々等不參多相成候間、其後無余義余内相止メ罷在候儀ニ而、猶又近頃金錢相底も段々引上候付、諸物価多分金錢日ニ相成、旁以取賄方難渉至極仕候義ニ御座候、元來往古者御月番之御役所計り當番之者日々相詰、其余者物会所江も罷出候儀ニ而御座候処、御用多相成、御非番江も当番相詰、猶盜賊方始、目安方・吟味方等江も出勤仕候様被仰付、其外前々者臨時御用も度々相勤、他国江も差遣候ニ付、追年増人も被仰付候へ共、一同手明之者も無之様罷成候間、自ラ惣会所之方差支候故哉、惣年寄手元召仕候物書之者後年相増、私共者御役所而已之勤向ニ成行候者年久敷儀ニ而、自然与町々役義之者疎遠

ニ相成、平日御役所ニ而者兼々被仰出候通、隨分相慎、町人江対シ横柄ヶ間敷義者申ニ不及、成丈ケ心を用ひ取扱居候得共、御場所柄之儀ニ付、彼方ニ而者何となく相厭ひ、惣会所詰之者与及懇話候様ニ者難相成候間、前件増方助成等一ト通り惣年寄より申下ケ候迄ニ而者十分之談判ニ至兼候事情ニ付、其辺深く勘弁仕、私共申合勘定町年寄宅江も毎々罷越、平ニ賴談仕候而、漸右迄ニ相及候義ニ而誠以歎息仕候、其上御役所相勤候ニ付、町方ニ而者何れ相應被下物も御座候様存取居候哉ニも相聞、此上如何程相頼候よりも逆も増方之取計者相成不申与之儀、不得止事、右始末奉歎願候、右ニ付甚以奉恐入候得共、去ル寛政九年十二月山口丹波守御在勤中、格別之思召を以私共江御役所銀百貫目御貸下被成下、右を村々等江押借為仕、利分之内被下置候処、文政年中迄ニ追々返上納之後者御貸下も相止、且又御迎方・御案内方相勤候者江為御役料煮壳株之内被下置、株料受用仕候処、天保度御改革諸株御差止後者、年々為御手當

右株料之凡半高御役所ぢ被下置、難有奉頂戴罷在候

南組惣代

林 才二印

岸田 礼助印

山田 作右衛門印

後藤 小左衛門印

矢野 証七郎印

村上 恒次郎印

天満組惣代

細井 謙三印

岡嶋 柳蔵印

小林 万三郎印

細井 省五郎印

儀も御座候間、右等之例ニ准、方今之処出格之御憐
愍ヲ以御仁救之御沙汰被下置候様、偏ニ奉願上候、
就而ハ為冥加相應之御用向相勤候様仕度、近來地方
御役所格別御繁務之御儀ニ付、聊御手先之御用、身
分相應之義被仰付被下候ハ、出精仕度奉存候、何卒
歎願之趣御許容被成下候ハ、御慈悲之程難有仕合奉
存候、以上

(慶応二年)寅十二月

北組惣代

田中彦五郎印

中嶋大蔵印

武林栄左衛門印

小橋真平印

森本安五郎印

山香三作印

内海喜一郎印